

世界遺産ニュースレター

富士山を世界文化遺産に!

World Heritage News Letter

News List



富士山周辺にも春が訪れました

平成25年の登録へ正念場! イコモスの現地調査に向けて

去る1月27日、日本政府がユネスコに推薦書（正式版）を提出したことを受け、本年の夏から秋にかけて、イコモス（国際記念物遺跡会議）の現地調査が行われます。

現地調査では、次のような視点から審査が行われます。

- ・締約国によって登録推薦された資産が顕著な普遍的価値を持つか
- ・顕著な普遍的価値の完全性及び真実性の条件を満たしているか
- ・必要な保護管理上の要件を満たしているか

静岡・山梨両県は、この調査において、富士山の価値及び保存管理の取組状況の理解を図り、平成25年の富士山世界文化遺産登録が確実となるよう、万全を期してまいりますので、引き続き、皆様の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

- ◎イコモスの現地調査が近づいています
- ◎富士山包括的保存管理計画に基づく静岡県行動計画を策定!
- ◎富士山世界遺産センター(仮称)基本構想がまとまる
- ◎富士山世界文化遺産両県県民会議通信

イコモスの現地調査が近づいています

今年の夏・秋を予定

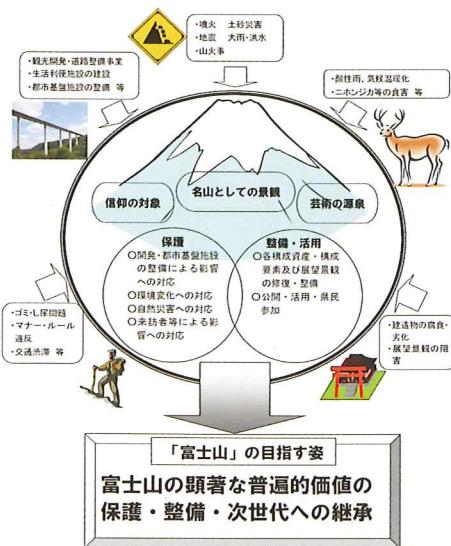
(正式版)が日本政府からユネスコ世界遺産センターに提出されました。これから来年の5月にかけて、ユネスコの諮問機関であるイコモス(国際記念物遺跡会議)による審査が行われます。審査は、推薦書に基づいて①完全性・真実性、②資産に与える影響の要因、③保護・保全・管理についての調査を行います。現地調査はその一つで、その内容は来年5月頃に世界遺産委員会に報告される評価結果と勧告に大きな影響を与えるます。

すでに世界文化遺産に登録された資産の例を見てみましょう。調査員の人数・国籍と調査期間は表のとおりです。基本的に調査員は1人であることが多い、期間は資産の数や広さに比例します。富士山は資産範囲が広いため、人数が増えたり、期間がある程度長くなったりすることも想定されます。調査員は各構成資産をめぐり、現地で説明を受けた内容や推薦書の内容に関して質問等をし、調査終了後、報告書をイコモス本部に提出します。石見銀山では事前に約120項目にわたる質問が送

資産	調査員 (国籍)	期間
紀伊山地	1人 (韓国)	平成15年10月11日～19日 (7日)
石見銀山	1人 (オーストラリア)	平成18年10月17日～21日 (3日)
平泉 (1回目)	1人 (スリランカ)	平成19年8月26日～29日 (3日)
平泉 (2回目)	1人 (中国)	平成22年9月7日～9日 (2日)



調査前日に行われていた視察コース整備 (平泉:平成22年)



すでに世界文化遺産に登録された資産の例を見てみましょう。調査員の人数・国籍と調査期間は表のとおりです。基本的に調査員は1人であります。

(国際記念物遺跡会議)による審査が行われます。審査は、推薦書に基づいて①完全性・真実性、②資産に与える影響の要因、③保護・保全・管理についての調査を行います。現地調査はその一つで、その内容は来年5月頃に世界遺産委員会に報告さ

付され、それについての説明を行いました。また、平泉の2回目では調査員が構成資産や周辺環境の保存管理についてかなり細かく質問し、推薦書に書かれていることを確認していました。

現地調査へ向けて

現地調査では、限られた時間の中
で富士山の保存管理の状況などを的
確に伝える必要があります。また、文
必ずしも日本文化について深い造詣
を持たれている方が調査員になると
は限りません。このため県では、文
化庁、山梨県、関係市町村等と連携
し、視察コースや効果的な説明の検
討を開始しました。

具体的なコースや観察日程が決定されるのはまだ先になりますが、調査員の方に、富士山の保存管理の状況だけでなく、地元が一丸となつて富士山を守つてることを御理解いただけるよう取り組んでまいります。今後、県民の皆様方にも環境整

備など様々な面で御協力を^お願い^することもあるかと思^ひりますが、よろしくお願いいたします。

山」の適切な保存管理のためにー」を策定しました。この行動計画は、県として取り組むべき事業を盛り込んでいくことから、登録実現に向けて、全庁一丸となつて本計画を確實に実行してまいります。

基づく静岡県行動計画を策定！

富士山包括的保存管理計画に基づく静岡県立勧業計画を策定!

富士山世界遺産センター（仮称）基本構想がまとまる！

静岡県では、富士山の適切な保存管理と活用の拠点となる「富士山世界遺産センター（仮称）」の整備に向け、平成23年度から有識者から成る基本構想策定委員会において、検討を重ねてきましたが、このたび委員会から知事に対して基本構想が提出されましたので、その内容を紹介します。

【センターの整備について】

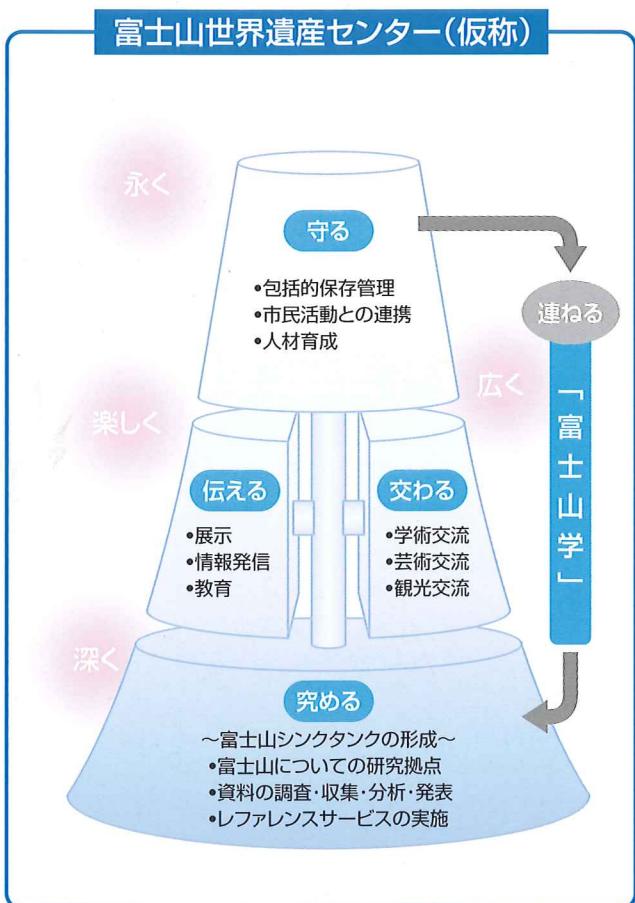
日本のシンボルである富士山を後世に継承していくためには、富士山の適切な保存管理と活用を図ることが重要です。このため、その拠点となる「富士山世界遺産センター（仮称）」の整備に向け、委員会を設置して検討を開始しました。

【センター設置の根拠】

センターは、世界遺産条約第5条（e）に、世界遺産条約の締約国は「文化遺産及び自然遺産の保護、保存整備の分野における全国的又は地域的な研修センターの設置又は発展を促進し、並びにこれらの分野における学術的調査を奨励すること。」と規定されており、これに基づき整備を進めいくものです。

【基本構想策定の経緯】

県では、センターの基本構想策定に向け、日本を代表する有識者から



【基本コンセプトイメージ図】



基本構想策定委員会芳賀委員長から
知事に対して基本構想を提出

【基本構想の内容】

成る「富士山世界遺産センター（仮称）」基本構想策定委員会」を設置し、現地調査も含め計4回の会議を開催しました。会議では、センターのコンセプトや機能について検討を行いました。

また、これら「守る」・「伝える」・「交わる」の活動内容を奥深いものとするため、富士山の自然や歴史・

人々と広く「交わる」機会を創出します。さらに、県民が富士山を通じて国内外の人々と広く「交わる」機会を創出します。

こうした「守る」・「伝える」・「交わる」・「究める」の諸活動を全方位的にバランスよく展開して「連ねる」ことにより、富士山に係る英知を集結して「富士山学」を体系化し、センターにおける活動の特色とします。

センターの整備に向けては、平成24年度に基本構想に基づき、より具体的な内容を検討した基本計画を策定する予定です。

※ 基本構想の内容は世界遺産推進課HPに全文を掲載しておりますので御覧ください。

富士山世界文化遺産両県県民会議通信

平成24年1月の富士山の世界文化遺産登録に係る推薦書の提出を機に、「美しい富士山を未来へつなぐ会」を拡大・改編し、平成24年2月23日の富士山の日に、静岡・山梨両県知事、両県議会議長、民間団体の代表者を共同代表とした「富士山世界文化遺産両県県民会議」が、本県側で約1800、山梨県側で800を超える企業、団体等の参画を得て発足しました。

今後は、「富士山世界文化遺産両県県民会議」の情報誌の発行や、啓発物の配布等を通じ、会員の自主的活動の促進を図っていきます。

そこで、このコーナーでは、県民会議の会員で、すでに活動されている団体の紹介と活動事例を御紹介します。

御殿場市観光協会

JR御殿場駅前の御殿場市観光協会の受付コーナーには、「富士山への想いを込めたメッセージ」記入コーナーが設置されています。県内外からの観光客の皆さんに、富士山を紹介するとともに、メッセージの記入をお願いし、登録に向けた気運の醸成を図っています。また、協会が実施するイベントでも直接参加者に声掛けをし、メッセージ募集活動を積極的に展開しています。



来場者にメッセージの記入を呼びかけています

富士山世界文化遺産裾野市民協議会

2011年11月1日、裾野市の富士山関連10団体が参加し、富士山世界文化遺産裾野市民協議会が設立されました。協議会は、平成25年の登録を推進するため、富士山及び周辺の清掃活動や学習会の開催、啓発展示会開催など各団体の特徴を生かして市民レベルでの活動を繰り広げています。「次代に引き継ぐ美しき富士山を継承」をスローガンに裾野市内外で活動を展開しています。

活動事例として、「富士山でおもてなし」を合言葉に実施している富士山及び山麓域の清掃活動・美化運動があります。協議会全体で年6回ほど実施し、各団体(構成11団体)の活動も入れると月1回ペースで実施しています。

また、協議会では行政とともに、裾野市内の富士山関連施設、史跡、構成資産等について学習会や富士山に関する講演会を実施しています。



揃いのユニフォームで清掃活動を実施する会員



横山大観の「群青富士」をモチーフとした県民会議の会員プレート

会員プレートが完成

このたび、県民会議に参画いただいた企業、団体等の皆様の事務所や事業所に掲示していただける県民会議の会員プレートを作成しました。

この会員プレートは、静岡県立美術館が所蔵する横山大観の「群青富士」をモチーフとしており、多くの皆様のお目につくところに掲出していただき、富士山の世界文化遺産登録に向けて盛り上げていきましょう！

世界に誇る日本のシンボル富士山を
みんなで未来へ引き継いでいこう！

県民会議の入会について…

詳しくは [静岡県 世界遺産](#)



発行 静岡県文化・観光部 文化学術局 世界遺産推進課

Tel. 052-8601 静岡市葵区追手町9-6 <http://fujisan-3776.jp>
TEL.054-221-3746 FAX.054-221-2827 e-mail sekai@pref.shizuoka.lg.jp